

離島等供給特例承認申請書

令和8年6月2日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖電送送企発第 13 号

令和 8 年 6 月 2 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 横田 哲
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款[低圧用]（沖電送送企発第8号令和8年1月13日届出。以下「離島約款[低圧用]」）といえます。ただし、当該離島約款[低圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[低圧用]をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款[高圧・特別高圧用]（沖電送送企発第8号令和8年1月13日届出。以下「離島約款[高圧・特別高圧用]」）といえます。ただし、当該離島約款[高圧・特別高圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[高圧・特別高圧用]をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和8年7月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款[低圧用]の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款[低圧用]における 15（定額電灯）(4)もしくは 19（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(4)、18（臨時電灯）(1)ハまたは(2)ロ、19（公衆街路灯）(2)ロもしくは 21（臨時電力）(3)イの料金、17（Eeらいふ）(4)、20（低圧電力）(5)、21（臨時電力）(3)ロ、22（農事用電力）(3)、附則3（時間帯別電灯についての特別措置）(4)もしくは附則5（深夜電力についての特別措置）(1)ニまたは(2)ニの電力量料金または離島約款[高圧・特別高圧用]における 15（業

務用電力) (5), 16 (業務用電力Ⅱ型) (3), 17 (業務用季節別時間帯別電力) (3), 18 (業務用ウィークエンド電力) (4), 19 (高压電力) (1)ホまたは(2)ニ, 20 (季節別時間帯別電力) (1)ハまたは(2)ハ, 21 (臨時電力) (3), 22 (農事用電力) (3), 23 (自家発補給電力) (1)ハまたは(2)ハもしくは 24 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款[低圧用]における 15 (定額電灯) (4) もしくは 19 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (4), 18 (臨時電灯) (1)ハまたは(2)ロ, 19 (公衆街路灯) (2)ロもしくは 21 (臨時電力) (3)イの料金または 17 (Ee らいふ) (4), 20 (低圧電力) (5), 21 (臨時電力) (3)ロ, 22 (農事用電力) (3), 附則 3 (時間帯別電灯についての特別措置) (4) もしくは 附則 5 (深夜電力についての特別措置) (1)ニまたは(2)ニの電力量料金は, 離島約款[低圧用]に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款[高圧・特別高圧用]における 15 (業務用電力) (5), 16 (業務用電力Ⅱ型) (3), 17 (業務用季節別時間帯別電力) (3), 18 (業務用ウィークエンド電力) (4), 19 (高压電力) (1)ホまたは(2)ニ, 20 (季節別時間帯別電力) (1)ハまたは(2)ハ, 21 (臨時電力) (3), 22 (農事用電力) (3), 23 (自家発補給電力) (1)ハまたは(2)ハもしくは 24 (予備電力) (3)の電力量料金は, 離島約款[高圧・特別高圧用]に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款[低圧用]または離島約款[高圧・特別高圧用]に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a、b または c の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下のとき

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回るとき
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 低圧で供給を受ける場合で、a 以外のとき

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回るとき

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回るとき

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (㊦) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および

c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間	令和 8 年 7 月の検針日から令和 8 年 8 月の検針日の前日までの期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間	令和 8 年 8 月の検針日から令和 8 年 9 月の検針日の前日までの期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間	令和 8 年 9 月の検針日から令和 8 年 10 月の検針日の前日までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款[低圧用]における臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合
燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円の場合
燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価
- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	17円48銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	34円96銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	69円91銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	104円87銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	174円78銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	135円94銭	174円78銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	104円41銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	28円17銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円52銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	29円61銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	35円00銭	45円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	4円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間および令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間	令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	4円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	2円30銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	1 円 05 銭 9 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	2 円 11 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	4 円 23 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	6 円 35 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	10 円 59 銭 5 厘
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	10 円 59 銭 5 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 16 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	6 円 32 銭 9 厘
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	6 円 32 銭 9 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりいたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	17 銭 1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	17 銭 1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1 円 70 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 70 銭 7 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりいたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額いたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

- イ 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B
 基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

- ロ イ以外の場合
 基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 32 条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和8年5月25日の高市内閣総理大臣記者会見において中東情勢への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款にもとづき算定される令和8年8月分および令和8年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和8年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年8月分および 10月分	令和8年9月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロ ワット時まで	35 円 00 銭	45 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット 時につき	3 円 50 銭	4 円 50 銭
上記以外の場合 1 キロワット時に つき	低圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	4 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 80 銭	2 円 30 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしキロ ワット時 (※1)	令和8年8月分お よび10月分(※2)	令和8年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10 ワットまで	1 灯	3.884	13 円 59 銭	17 円 48 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	27 円 19 銭	34 円 96 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	54 円 38 銭	69 円 91 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	81 円 56 銭	104 円 87 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	135 円 94 銭	174 円 78 銭
		100 ワットをこえ100 ワットまでごとに		38.840	135 円 94 銭	174 円 78 銭
	小 型 機 器	50 ボルトアンペ アまで	1 機器	11.601	40 円 60 銭	52 円 20 銭
		50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボル トアンペアまで		23.202	81 円 21 銭	104 円 41 銭
		100 ボルトアンペ アをこえ100ボルト アンペアまでごとに		23.202	81 円 21 銭	104 円 41 銭

契約種別	範囲	単位	みなしキロワット時 (※1)	令和8年8月分 および10月分(※ 2)	令和8年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 10 銭	1 円 41 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	2 円 19 銭	2 円 82 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	21 円 91 銭	28 円 17 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 14 円 81 銭
	1 キロワット 1 日につき	1 キロワット	6.579	23 円 03 銭	29 円 61 銭

※1 みなしキロワット時は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上